

東かがわ市教育の大綱

平成 27 年 7 月 10 日策定
平成 30 年 8 月改正
令和元年 8 月改正

町づくり・人づくり

- 東かがわ市基本構想
いつまでも住み続けたいまち
安全・安心のまち
市民との協働でつくるまち

● 東かがわ市基本構想

いつまでも住み続けたいまち

安全・安心のまち

市民との協働でつくるまち

基本理念

- 夢や志を持ち、ふるさとを愛し、絆を深める教育
- 東かがわ市で育ち、東かがわ市を育てる人づくり —

基本目標

- 主体的に将来を生きる力を育む「東かがわっ子」づくり
- 潤いがあり、活気にあふれる社会基盤づくり

1 家庭や学校・地域が連携して取り組む教

- 育活動の推進
・家庭の教育力の向上（家庭教育学級、親育ちプログラム等）
・土曜日授業の充実
・放課後、土曜日、日曜日、長期休業中の教育活動の充実（放課後児童クラブ、わくわくチャレンジ教室、少年少女発明クラブ等）
・学校支援ボランティア事業の充実
・地域教育活動の充実（子ども会活動等）
・こども総合支援センター、子育て支援ネットワーク等の充実
・コミュニティスクールに向けた取り組みの推進

重点施策

- 教育基本法
- 国の第3期教育振興基本計画
確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
社会の持続的な発展を牽引する力の育成
学びのセーフティネットの構築
教育政策推進のための基盤整備
- 香川県教育基本計画

3 地域の自然、伝統、文化を生かし、 国際化に対応できる力を育む教育 の推進

- ・英語教育、国際理解教育の推進
・ふるさと学習の充実
・自然体験、社会体験学習の充実

主要施策

- 1 確かな学力を身につけ、自立する力を育む教育の推進**
 - ・一人一人の児童生徒に応じたきめ細かな指導の充実
 - ・ICT機器の整備と活用の推進
 - ・学習習慣の確立(学習支援システムの活用等)
 - ・読書活動の推進(市立図書館等の有効活用)
 - ・キャリア教育の充実
 - ・特別支援教育の充実
 - ・就学支援の充実
- 2 規範意識や豊かな心を育む教育の推進**
 - ・道徳教育の推進
 - ・人権教育の推進
 - ・情報モラル教育の向上
- 3 安全・安心を確保し、健やかな体を育む教育の推進**
 - ・学校体育、部活動の充実
 - ・食育の充実(地産・地消の推進、アレルギー対応食)
 - ・基本的生活習慣の確立(小児生活習慣病予防健診等)
 - ・防災教育の推進
 - ・安全・安心な環境づくり
 - ・子どもSOS、見守りパトロールの充実
 - ・ネットゲーム依存対策
- 4 教育環境の整備充実と教職員の資質向上**
 - ・学校施設及び設備の整備と安全管理の徹底
 - ・教職員の主体的な研修活動の推進
 - ・教職員の働き方改革の推進
- 5 生きがいや潤いのある生活を育む文化芸術の振興**
 - ・学習機会、自主講座の充実(学習情報の提供、学習成果の発表等)
 - ・社会教育団体や指導者の育成、発掘
 - ・社会教育団体の連携の推進
 - ・ひとの駅さんぽんまつ、交流プラザ、公民館、コミュニティセンター等を利用した文化芸術活動の充実
 - ・施設の拠点化及び保全整備の推進
- 6 健康で活力あふれる生活を育む生涯スポーツの推進**
 - ・推進体制の整備充実
 - ・指導者の育成支援の充実
 - ・スポーツ団体の活動支援の充実
 - ・総合型地域スポーツクラブの活動の推進
 - ・生涯スポーツ活動の促進
 - ・スポーツ施設の整備促進
- 7 地域に情りを持ち、郷土への愛情を育む文化財の活用・保護**
 - ・文化財の保護活動の推進
 - ・文化財保護関係団体の育成支援
 - ・文化財ガイドの養成の促進
 - ・ふるさと学習等、歴史民俗資料館の活用の促進
 - ・引田城跡並びに四国遍路道等の保存活用に向けた取り組みの推進
 - ・ジオパーク構想の実現に向けた取り組みの推進

東かがわ市小中一貫教育基本計画

東かがわ市教育委員会

1 基本方針

(1) 小中連携教育・一貫教育の成果

東かがわ市では、これまで、児童・生徒一人一人に目を向け、学力向上、体力健康面の向上、生徒指導の充実等を重点に教育を推進してきた。

このような中、引田小学校、引田中学校において、先行的に連携教育を実施してきた。具体的には、文化祭や運動会など小中合同の行事開催、縦割り班の活動を通して異校種間や異学年間の交流を積極的に図ることなどに取り組んできた。学習面では、国語、理科、英語などで小中教員の相互乗り入れによる授業によって学力の向上が見られ、生徒指導面においては、異世代を知ることや思いやりの心を持つことで問題行動や不登校生徒の減少につながるなど、大きな成果がでできている。

このような成果を踏まえるとともに、全国の小中連携教育や小中一貫教育の先進校の事例(小中一貫教育の成果と課題に関する調査研究・・・国立教育政策研究所 参照)等を勘案し、連携教育を更に深化したものとして一貫教育の推進を図っていくことがより効果的であると判断し、市内全ての小中学校において、小中一貫教育を推進していくこととする。

小中一貫教育は、連携教育の延長線上のものと位置づけられるが、以下のような基本に沿って推進していく。

- ① 小・中9年間を見通し、一貫した学校教育を推進するため、より効果的な教職員組織体制とする。(小・中それぞれの校長、教頭の体制 → 校長、副校長、教頭の体制)
- ② 小・中9年間を見通した学校教育目標(目指す児童・生徒像)を設定し達成をめざす。
- ③ 9年間の連続した指導や活動を行うために、系統的な指導内容や指導方法を工夫する。
- ④ 子ども達が互いに学び合う場を設定したり、教職員が協働して教育活動に取り組む等、教育効果を高める活動や内容等を工夫する。
- ⑤ 校区や地域の伝統や特色を生かすとともに、家庭や地域と連携した取り組みを推進する。
- ⑥ 将来的には、市内全ての小中学校が義務教育学校となるよう努めていく。

(2) 義務教育9年間の捉え方

小中一貫教育が求められる背景としては、「子供の発達の早まり」「小学校と中学校の段差が大きいための不適応」「英語や理科、技能教科など、系統的、専門的な指導が効果的である」「小規模化で完全な教科担任制の実施が困難な中学校の状況」「異年齢での活動の一層の推進」など、様々なものがあげられている。

本市においても、同様な状況が見られることから、義務教育の9年間を以下のように捉え、教育を推進していくこととする。

- ・義務教育の9年間を、当面は、小学校6年間、中学校3年間の6・3制は維持しつつ、指導内容の重点化と指導方法工夫などにより、9年間を義務教育初期4年、中期3年間、後期2年間と捉えた取り組みを進めていく。
- ・初期4年間については、学級担任制により、生活習慣、生徒指導、学習指導の基礎基本の徹底を図ることを重点とする。
- ・中期3年間については、前半2年間を学級担任制を維持しつつ、可能な限り教科担任制を取り入れ、後半1年間は教科担任制を基本とする。その中小中教員の相互乗り入れ授業を積極的に行い、円滑な接続を図ることとする。初期4年間で獲得した基礎基本の習熟を図るとともに、活用能力を高めることを重点とする。
- ・後期2年間については、教科担任制とし、義務教育9年間の仕上げの時期とし、進路選択に向けての取り組みを重点とする。

小学校課程6年				中学校課程3年				
初期4年				中期3年			後期2年	
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学級担任制				一部教科担任制			教科担任制	
学習指導、生活習慣等の基礎・基本の徹底				小中の円滑な接続と学習の習熟・定着			義務教育の仕上げ進路指導の充実	
基礎・基本 基本的な生活習慣の確立 集団生活のルールの獲得 学習規律の確立 基礎・基本の習得				習熟・接続 基礎・基本の定着 自主的な学び方の習得 よりよい生活習慣の確立 規範意識の醸成			充実・発展 基礎・基本の活用 自主的な学習習慣の確立 自治的能力醸成 社会生活への適応 進路選択	

(3) 小中一貫教育実施の視点と具体的な取り組み

- 教育課程（カリキュラム）の編成や指導体制、指導方法の工夫
 - 小中学校間で子どもたちの状況を把握、共通理解し、小中一貫した「教育目標」「目指す子ども像」を設定
 - 「目指す子ども像」の実現に向け、発達段階に応じて「つけたい力」「指導内容」等を明確化
 - 小中学校の指導内容の連続性を重視し、小中一貫カリキュラムの編成、教育課程特例校としてのカリキュラム編成、実施
 - 指導体制の工夫
 - 指導方法の統一、系統化
 - 9年間を通した「学びのルール・約束」の設定
 - 教科担任制、専科制の活用
- 行事等、教育活動の一体化、系統化
 - 儀式的活動、体験的な活動
 - 統一化、段階を踏まえた系統化
 - 児童、生徒会活動
 - 統一した活動の推進、系統性や独自性を生かした活動
 - 部活動、課外活動
 - 発達段階に即した活動
- 教職員の連携・協働
 - 連携した職員組織、校務分掌、合同職員会
 - 合同の研修・研究組織（生徒指導、保健安全、教育相談・カウンセリング 等）
 - 合同の現職教育、授業研究
 - 相互乗り入れ授業、小学校での教科担任制
- 家庭・地域との連携協力
 - P T A組織の一本化
 - 系統性、継続性のある活動
 - 地域ボランティア組織の育成・協力
 - コーディネーターの活用
 - 授業等の教育活動の支援
 - 登下校の見守り
 - 環境整備
 - 地域行事への参画
 - 負担の無い範囲での参画

2 小中一貫教育実施のスケジュール

本市の小中一貫教育の推進については、以下のようなスケジュールで進めていくこととする。ただし、各学校の状況等によっては柔軟に対応していくこととする。

年度	引田中学校区	白鳥中学校区	大川中学校区
30	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育専門部会 ・小中合同現教 ・小中乗り入れ授業 ・合同運動会 ・幼小連携の在り方検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部教職員兼務発令 ・小中合同校長会 ・小中一貫教育専門部会 ・合同現職教育 ・小中乗り入れ授業 ・小中一貫（連携）教育推進事業 ・幼小連携の在り方検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部教職員兼務発令 ・小中合同校長会 ・小中一貫教育専門部会 ・合同現職教育 ・小中乗り入れ授業 ・小中一貫（連携）教育推進事業 ・幼小連携の在り方検討
31	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育の成果や課題分析 　　教育目標・児童生徒像 　　教育課程 　　行事 等 　　職員組織・分掌 　　連携の在り方 　　P T A組織 P T A活動 　　学校評議員、学校関係者評価委員、コミュニケーションスクール 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育の成果や課題分析 　　教育目標・児童生徒像 　　教育課程 　　行事 等 　　職員組織・分掌 　　連携の在り方 　　P T A組織 P T A活動 　　学校評議員、学校関係者評価委員、コミュニケーションスクール 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫（連携）教育の成果や課題分析
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫型小中学校の開校 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫型小中学校の開校 	<ul style="list-style-type: none"> ・引田中学校区、白鳥中学校区の実践を踏まえ、小中一貫教育の推進に向けて各プロジェクト協議
将来			<ul style="list-style-type: none"> ・職員室等施設の改善 ・小中一貫型小中学校の開校
	義務教育学校として開校	義務教育学校として開校	義務教育学校として開校